

頁	現行	訂正後(平成27年4月1日以降適用)
<p>第2編 ポンプ場・処理施設 (機械設備) 編 II P48</p>	<p>48 ポンプ場・処理施設(機械設備) 編</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等(電子媒体を含む。)の作成に要する費用 キ 塗装膜厚施工管理に要する費用 ク 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。 ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用 ウ その他、工事施工に必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費 ① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。 ア 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 労働者宿舍の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用または、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用 ウ 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。 ア 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 エ 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用 オ その他、工事施工に必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費 1) 費用の算定 ① 現場管理費=現場管理費対象額×現場管理費率 ② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。 ③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。 ④ 現場管理費率は、(式-6)による。 <math display="block">Y = 425.39X^{-0.1465} \dots\dots\dots (式-6)</math> Y:現場管理費率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。) X:純工事費 [円] ただし、上下限の率は次による。 X ≤ 3,000,000 [円] は Y = 49.29 [%] X &gt; 500,000,000 [円] は Y = 23.53 [%]</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は、次のとおりとする。 ① 労務管理費 一般作業員に係る次の費用とする。 ア 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。) イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 オ 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p>	<p>48 ポンプ場・処理施設(機械設備) 編</p> <p>カ 完成図書及びマイクロフィルム等(電子媒体を含む。)の作成に要する費用 キ 塗装膜厚施工管理に要する費用 ク 施工管理で使用するOA機器の費用(CALSシステムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。 ア コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 イ 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用 ウ その他、工事施工に必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費 ① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。 ア 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 労働者宿舍の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用または、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用 ウ 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。 ア 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 エ 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用 オ その他、工事施工に必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費 1) 費用の算定 ① 現場管理費=現場管理費対象額×現場管理費率 ② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。 ③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。 ④ 現場管理費率は、(式-6)による。 <math display="block">Y = 425.39X^{-0.1465} \dots\dots\dots (式-6)</math> Y:現場管理費率 [%] (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。) X:純工事費 [円] ただし、上下限の率は次による。 X ≤ 3,000,000 [円] は Y = 49.29 [%] X &gt; 500,000,000 [円] は Y = 23.53 [%]</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は、次のとおりとする。 ① 労務管理費 一般作業員に係る次の費用とする。 ア 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。) イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 オ 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日以降適用</p>

追加



頁	現行	訂正後(平成27年4月1日以降適用)
<p>第2編 ポンプ場・処理施設 (電気設備)編 II P122</p>	<p>122 ポンプ場・処理施設(電気設備)編</p> <p>イ 掘付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用 ウ 掘付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用 エ 掘付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用 オ 完成図書及びマイクロフィルム等(電子媒体を含む。)の作成に要する費用 カ 施工管理で使用するOA機器等の費用</p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。 ア その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。 ア 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 労働者宿舍の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用または労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用 ウ 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。 ア 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 エ 営繕費に係る土地・建物の借り上げに要する費用 オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 現場管理費=現場管理費対象額×現場管理費率 ② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。 ③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。 ④ 現場管理費率は、(式-6)による。  <math display="block">Y = 2,289 X^{-0.2469} \quad \text{(式-6)}</math>                     Y:現場管理費率 [%]                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X:現場管理費対象額 [円]                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math> [円] は <math>Y = 75.55</math> [%]  <math>X &gt; 300,000,000</math> [円] は <math>Y = 18.47</math> [%]</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① 労務管理費 一般作業員に係る次の費用とする。 ア 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。) イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 オ 労災保健法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p>	<p>122 ポンプ場・処理施設(電気設備)編</p> <p>イ 掘付けにおける出来形管理のための測量、計測及び図面作成に要する費用 ウ 掘付けにおける工程管理のための資料作成等に要する費用 エ 掘付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用 オ 完成図書及びマイクロフィルム等(電子媒体を含む。)の作成に要する費用 カ 施工管理で使用するOA機器等の費用 <b>(CALS システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む。)</b></p> <p>② 積み上げ積算による技術管理費は、次のとおりとする。 ア その他、工事施工上必要な技術管理等に要する費用</p> <p>8) 営繕費</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。 ア 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 労働者宿舍の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用または労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用 ウ 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 エ 労働者の輸送に要する費用</p> <p>② 積み上げ積算による営繕費は、次のとおりとする。 ア 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 イ 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用 ウ 現場事務所、監督員詰所等のイメージアップ、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 エ 営繕費に係る土地・建物の借り上げに要する費用 オ その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用</p> <p>(2) 現場管理費</p> <p>1) 費用の算定</p> <p>① 現場管理費=現場管理費対象額×現場管理費率 ② 現場管理費対象額は、「純工事費」とする。 ③ 純工事費とは、「直接工事費」、「共通仮設費」の合計額とする。 ④ 現場管理費率は、(式-6)による。  <math display="block">Y = 2,289 X^{-0.2469} \quad \text{(式-6)}</math>                     Y:現場管理費率 [%]                      (算出した値は、小数点以下3位を四捨五入し、2位止めとする。)                      X:現場管理費対象額 [円]                      ただし、上下限の率は次による。  <math>X \leq 1,000,000</math> [円] は <math>Y = 75.55</math> [%]  <math>X &gt; 300,000,000</math> [円] は <math>Y = 18.47</math> [%]</p> <p>2) 現場管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>① 労務管理費 一般作業員に係る次の費用とする。 ア 募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。) イ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ウ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用 エ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用 オ 労災保健法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月1日以降適用</p>

追加

